

## 保護者負担による冷房設備設置に関するQ &amp; A

**Q 1 冷房設備は、保護者の費用負担ではなく、学校が用意するものではないのですか。**

A 1 学校の施設設備の設置に関する費用は、設置者、つまり県立学校の場合には県が、公立の小中学校の場合には市町村が負担することになります。したがって、公立小中学校でも、市町村によって冷房設備の有無が違います。残念ながら、千葉県の場合、県費負担で普通教室に冷房設備が設置されている県立高等学校はありません。現在、普通教室に冷房設備が設置されている県立高等学校は77校（県全体の6割強）ありますが、すべて保護者負担で設置した学校です。

**Q 2 ここ数年、生徒と保護者の双方から、冷房設備の設置を要望する声が多くあがっていたのに、具体的な検討に入れなかったのは何故ですか。**

A 2 現在、県が進めている県立学校耐震改修事業が終わるまでは冷房設備の設置が許可されないため、本校では具体的な検討に入れない状況にありました。しかし、ようやく本校の耐震改修工事が今年の夏に実施されることになったため、PTA総会において冷房設備設置検討委員会が発足し、来年夏の稼働を目指し、保護者負担による冷房設備設置について検討を進めることとなりました。

**Q 3 近隣の県立高等学校の冷房設備の設置状況はどうなっていますか。**

A 3 現在、市川・浦安地区の県立高等学校9校のうち、6校が設置済みです。設置済みの6校の概況は下表のとおりです。費用負担額は、特別教室などの普通教室以外の部屋にどれくらい設置するかと、その学校の在籍数等で変わります。

学 校	導入年度	稼働期間	設置場所	保護者負担額 (月額)	燃料方式	今後の動向
A 高校	H23	6/1～9/30	普通教室 19 室	550 円	電気	
B 高校	H19	6/1～9/30	普通教室 24 室	770 円	ガス	特別教室への増設を予定
C 高校	H19	6/1～9/30	普通教室 24 室	630 円	ガス	特別教室への増設を検討
D 高校	H25	6/15～10/14	普通教室 25 室 進路資料室, 進路指導室, 多目的室	830 円	ガス	
E 高校	H23	6/15～9/30	普通教室 24 室 進路資料室, 選択教室 2 室, 音楽室	800 円	ガス	特別教室への増設を検討
F 高校	H25	6/1～9/30	普通教室 17 室 芸術教室 3 室	1100 円	ガス	

**Q 4 設置するとしたら、普通教室だけですか。**

A 4 普通教室だけとするか、特別教室にも設置するかで、負担する費用が変わりますので、慎重に検討する必要があります。上の表からもわかるように、設置済みの学校の中にも、今後の動向として、特別教室への増設を検討している学校が多くありますが、後から増設する場合は、始めから設置する場合よりも費用が割高になります。各教室の利用状況を精査して、稼働率の高い特別教室には始めから設置の方が賢明と言えます。

**Q 5 具体的なモデルプランを示してもらえませんか。**

A 5 前提条件を次のように設定した場合の見積の一例をお示しします。

【前提条件】

- ① 設置場所 普通教室24教室+特別教室6教室 計30教室
- ② 契約期間 平成27年4月から平成40年3月まで(13年間)
- ③ 生徒数 930人
- ④ 使用期間 6月～9月(4ヶ月間)
- ⑤ 使用時間 平日8時間
- ⑥ 設置工事費用, メンテナンス費用, 燃料費, 契約満了時の撤去費用を含む。

【見積料金】

- ① 総額 116,064,000円(税別)
- ② 年額 8,928,000円(税別)
- ③ 月額 744,000円(税別)
- ④ 生徒一人当たりの負担額(消費税10%の場合) 月額880円, 年額10,560円

**Q6 契約期間はなぜ13年間なのですか。**

A6 冷房設備の耐用年数が13年だからです。

**Q7 燃料費やメンテナンス費用は別途徴収されるのですか。**

A7 いいえ。A5の【前提条件】⑥にあるような経費を含んだ金額です。

**Q8 PTA会費が他校よりも高いので、PTA会費の一部を冷房設備負担に回したらどうでしょう。**

A8 県の規定により、団体費会計(PTA会費, 生徒会費等)における生徒一人当たりの月額徴収金は、原則として1,100円を限度とすると決められており、本校では、PTA会費が月額700円, 生徒会費が月額400円となっています。1,100円の内訳(PTA会費と生徒会費の配分)は学校毎に任されているので、PTA会費が安い分、生徒会費を高く設定している学校もあります。つまり、PTA会費と生徒会費の合計金額は、どの学校も変わらないということを御理解ください。

なお、PTA総会の資料でお示ししましたように、平成25年度PTA会計決算における残額は6万円を切っており、冷房設備負担に充当する余裕がありません。

**Q9 施工業者はどのように決定するのですか。**

A9 複数の業者から見積をとり、プレゼンテーションを開催した上で、冷房設備設置検討委員会で協議して決定します。

**Q10 臨時PTA総会で保護者負担による冷房設備の設置が決まった場合、その後のスケジュールはどうなりますか。**

A10 概ね次のような日程で進める予定です。

- ① 臨時PTA総会での決定事項を文書で配付する。(7月中旬)
- ② 複数の業者から見積をとり、プレゼンテーションを開催する。(夏休み中)
- ③ 設置業者の決定(9月)
- ④ 業者による詳細図面等の作成(10月)
- ⑤ 県との協議(11月～1月)
- ⑥ 設置工事(3月下旬～5月) ※課業期間中は土・日・祝日のみ
- ⑦ 冷房設備稼働開始(6月)

**Q11 暖房機能も備えている設備であれば、冬期(12月～3月)も暖房として稼働したらどうですか。**

A11 現在、暖房(ガストーブ)に掛かる燃料費は県が負担しています。保護者負担で設置した空調設備で暖房機能を使用した場合、それに掛かる燃料費も保護者負担になり、負担額が大きく跳ね上がります。保護者負担で空調設備が設置されても、暖房として稼働する予定はありません。